装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

（装置型式指定規則の一部改正）

第一条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「二輪自動車に備えるものに限る」を「側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く」に改め、同条第十七号の二中「二輪自動車に備えるものを除く」を「側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る」に改める。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

七十五　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験	十二万五千円

を

七十五　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
七十五の二　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円

に

第五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円
第七十五号	十二万五千円

を

第五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円

に

四十八　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
四十八の二　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
四十八の二　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円

を

第三十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円
第四十八号	十二万五千円

に

改める。

別表第二中

四十八　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円

を

四十八　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
四十八の二　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円

に

改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第十四号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政運営担当の項第1号三中「事項」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号四中「第4条第1項第3号の3」を「第4条第1項第12号」に改め、同四を同五とし、同三の次に次のように加える。

四　道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第2条第1項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第2項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

別表経済財政運営担当の項第3号中「（平成十八年法律第十六号）」を削り、同項第5号中「第4条第1項第3号の3」を「第4条第1項第12号」に改める。

別表経済社会システム担当の項第1号中四及び五を削り、同項第2号中「前項」を「前号」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表経済財政分析担当の項第1号中「第3号及び次項第1号」を「本号三及び次号二」に、「（次項第2号」を「次号二」に、同号三中「第3項から第7項まで」を「第3号」に改め、同項第2号一中「次号」を「内閣府設置法第4条第1項第4号から第11号まで」に改め、同号二を削り、同項第4号中「第1項及び第2項」を「第1号及び第2号」に改め、同項中第5号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、第11号から第14号までを五号ずつ繰り上げ、第15号中「（第1項」を「（第1号」に改め、同号を第10号とし、第16号を第11号とし、第17号を第12号とする。

別表科学技術・イノベーション担当の項第1号三中「前二号」を「本号一及び二」に改め、同四中「第4項」を「第4号」に改め、同五を削り、同六を同五とし、同項中第6号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、第11号から第16号までを四号ずつ繰り上げる。

別表防災担当の項第1号一中「第3項」を「第3号」に改め、同二中「前号に掲げる」を「本号一に掲げる」に改め、同項第5号中「いう。及び」を「いう。）及び」に改め、同項第9号を次のように改める。